

第 3 期

むかわ町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度)

むかわ町公認キャラクター

むがるん



©2016 むかわ町



令和 7 年 3 月

む か わ 町

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	1 頁
第2節 計画の性格と位置付け	1 頁
第3節 計画の期間	2 頁
第4節 計画の策定体制	2 頁
(1) むかわ町子ども・子育て会議の設置	
(2) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施	
(3) 子ども・子育て施設利用者アンケート調査の実施（毎年度実施）	

第2章 むかわ町の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 人口と世帯数	3 頁
(1) 人口の推移	
(2) 世帯の状況	
(3) 人口の動態	4 頁
第2節 特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の状況	5 頁
(1) 特定教育・保育施設等の状況	
① 保育所等の利用状況	
② 認定こども園（幼稚部）の利用状況	6 頁
③ 認可外保育施設（地域保育所）の利用状況	
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	7 頁
① 放課後児童健全育成事業の状況	
② 地域子育て拠点事業等の状況	9 頁
第3節 むかわ町の子ども・子育て支援における課題	10 頁
(1) 子どもの教育・保育環境の充実	
(2) 子どもと子育て家庭の支援体制の充実	
(3) 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり	
(4) 地域で支え合う子どもの安全・安心な環境づくり	11 頁
(5) 子どもの貧困対策	

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1節 基本理念	12 頁
第2節 基本目標	
第3節 各主体の役割	13 頁

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域	14 頁
(1) 教育・保育提供区域とは	
(2) むかわ町における区域設定の考え方	

第2節 児童数の推計

第3節 量の見込みと確保の方策	15頁
(1) 量の見込みとは	
(2) 量の見込みの基本的な考え方	

第4節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策	
(1) 1号認定	
(2) 2号認定	16頁
(3) 3号認定	

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	17頁
(1) 時間外(延長)保育事業(2号・3号認定)	18頁
(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
(3) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	
(4) 一時預かり事業(一般型)	19頁
(5) 病児保育事業	
(6) 利用者支援事業	
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	20頁
(8) 養育支援訪問事業	
(9) 妊産婦健康診査事業	
(10) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	
(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	21頁
(12) 子育て世帯訪問支援事業	
(13) 児童育成支援拠点事業	
(14) 親子関係形成支援事業	
(15) 妊婦等包括相談支援事業	22頁
(16) 産後ケア事業	
(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

第1節 施策体系	23頁
----------	-----

第2節 基本目標に対する主な施策	24頁
(1) 基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します	
① 1-1 子育て家庭の経済的支援の充実	
② 1-2 子育て相談体制の充実	26頁
③ 1-3 子育て情報提供の充実	27頁
④ 1-4 子どもの健康増進	28頁
⑤ 1-5 母親の健康増進	29頁
⑥ 1-6 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援	31頁
(2) 基本目標2 子どもの教育・保育環境を整備します	32頁
① 2-1 幼児期の教育・保育の充実	
② 2-2 放課後の教育環境の充実	34頁

(3) 基本目標3 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします	
① 3-1 児童虐待等に対する対策……………	34頁
② 3-2 ひとり親家庭等への経済的支援……………	35頁
③ 3-3 障がい児等の発達支援と経済的支援	
(4) 基本目標4 子ども・子育てを地域で支え合う環境をつくれます……………	36頁
① 4-1 地域における子育て相談・交流の充実	
② 4-2 子どもの健全育成の推進……………	37頁
③ 4-3 地域のニーズに沿う保育体制の推進……………	39頁
④ 4-4 安全・安心なまちづくりの推進	
(5) 基本目標5 子どもの貧困対策を推進します……………	40頁
① 5-1 生活困窮に関する相談支援体制の整備	
② 5-2 生活困窮世帯に対する経済的支援の充実……………	41頁

第6章 計画の推進体制

第1節 関係機関等との連携……………	42頁
(1) 庁内連携による施策の推進	
(2) 道・関係機関との連携による施策の推進	
(3) 地域との連携による施策の推進	

第2節 計画推進状況の点検と評価

【資料】「むかわ子ども宣言」の策定……………	43頁
・むかわ子ども宣言（全文）……………	44頁

【第3期計画策定・推進等の経過】……………	46頁
-----------------------	-----

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、近年、わが国においては、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、待機児童の増加、貧困問題の顕在化や子どもの虐待相談対応件数の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

このような子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

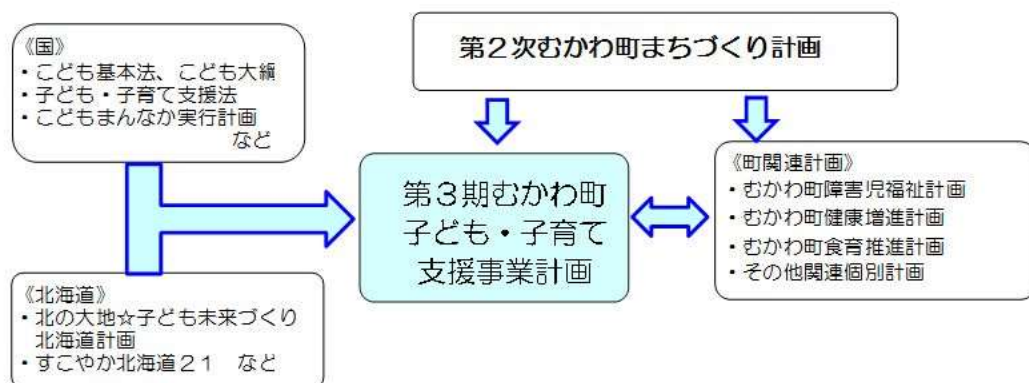
こうした中、子どもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが責務であるとして、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させ、子どもの権利保護等を基本理念とする基本法を施行し、少子化対策のためのこども未来戦略や今後を見据えた子ども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」に基づき、各種施策が進められています。

一方、本町では、平成27年度から「むかわ町子ども・子育て支援計画（第1期、第2期）」において、質の高い教育・保育の提供や待機児童の解消などを目指し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保や、子ども・子育て支援施策の推進を図ってきたところであり、既存施設において概ね対応できる体制整備を構築してきたところです。

さらには、家庭における子育ての不安や孤独感を和らげ、親子の心を育み、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支援するため、本町では、令和6年度で終了する現行の「第2期むかわ町子ども・子育て支援計画」に代わる「第3期むかわ町子ども・子育て支援計画」を策定し、時代の要請に応じた総合的な子育て関連施策を推進していきます。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」として位置づけられ、子ども・子育て支援施策全般について、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の役割を担います。また、令和元年6月に一部改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（第9条の2）に基づく、市町村における子どもの貧困対策計画としての位置づけもしています。こども基本法第9条に基づく「こども大綱」を念頭に置きながら策定するものとします。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間を令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とし、継続的に点検・評価・見直しを行っていくこととします。



第4節 計画の策定体制

（1）むかわ町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」に位置付けられるものとして設置した「むかわ町子ども・子育て会議」の中で、計画の内容等について、議論、意見交換等を行ってきました。

なお、本計画に係る点検・評価・見直しを行う際には、この会議において議論、意見交換等を行い、情勢・状況の変化等に対応することとします。

（2）利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

◇調査目的：「第3期むかわ町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関する幼児期の教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、「確保の方策」を検討するための基礎資料を得るため。

◇調査対象者： 就学前調査：町内の就学前のお子さん 231人
小学生調査：町内の小学生（1年生～5年生）219人 計450人

◇対象者の抽出方法：対象年齢の児童がいる家庭（全世帯）

◇調査期間：令和7年2月7日（金）～2月18日（火）

◇調査方法：就学前調査：認定こども園を通して配布・回収
未就園児童は、郵送による配布・郵送等による回収
小学生調査：各学校を通して配布・回収

◇回収状況：就学前調査／配布数：164票、回収数：90票、回収率54.8%

小学生調査／配布数：180票、回収数：79票、回収率43.8%

計 配布数：344票、回収数：169票、回収率49.1%

（3）子ども・子育て施設利用者アンケート調査の実施（毎年度実施）

平成27年度から地域保育所（地域保育所については令和5年度まで）、児童クラブ及び発達支援センター等を利用する保護者にアンケート調査を実施。翌年度の「むかわ町子ども・子育て会議」に調査結果を報告しております。

なお、むかわひかり認定こども園は、独自によるアンケート調査を行ない、調査結果をもとに質の向上や保育サービスの改善に努めております。むかわ町さくら認定こども園は、令和7年度より独自アンケートを行うこととしております。

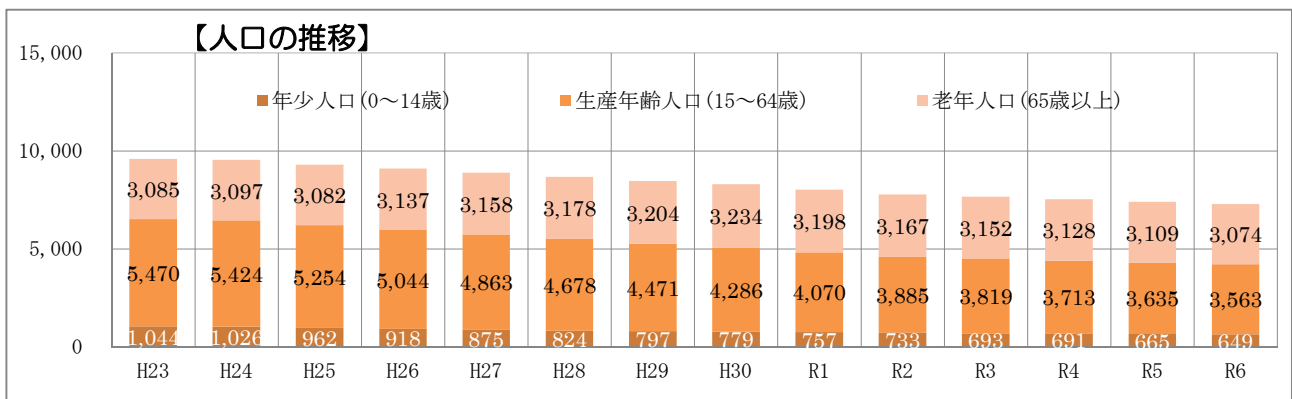
第2章 むかわ町の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 人口と世帯数

(1) 人口の推移

人口は、合併後平成 18 年度当初には、10,468 人（4,549 世帯）でしたが、年々減少傾向が進み、平成 21 年度当初には 9,860 人（4,482 世帯）と 1 万人を割り込みました。

また、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震により、町民の生活に甚大な被害を与えました。地震の影響による人口流出が見られ、長期的な減少傾向は続いており、少子・高齢化現象が顕著に表れています。

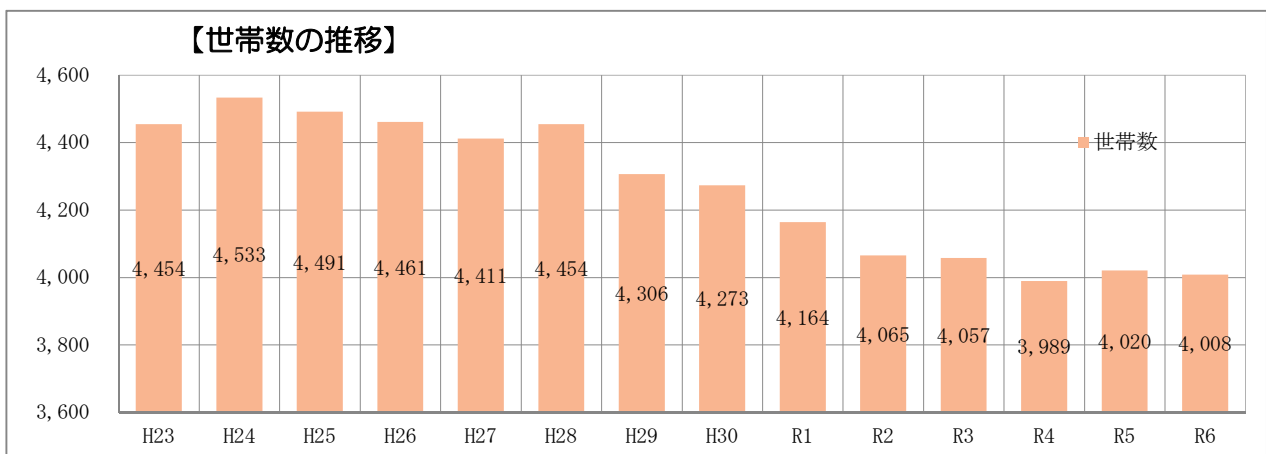


	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年少人口 (0~14歳)	1,044 10.88%	1,026 10.75%	962 10.35%	918 10.09%	875 9.84%	824 9.49%	797 9.41%	779 9.39%	757 9.43%	733 9.42%	693 9.04%	691 9.17%	665 8.98%	649 8.91%
生産年齢人口 (15~64歳)	5,470 56.99%	5,424 56.81%	5,254 56.51%	5,044 55.43%	4,863 54.67%	4,678 53.89%	4,471 52.77%	4,286 51.64%	4,070 50.72%	3,885 49.90%	3,819 49.83%	3,713 49.30%	3,635 49.06%	3,563 48.90%
老年人口 (65歳以上)	3,085 32.14%	3,097 32.44%	3,082 33.15%	3,137 34.48%	3,158 35.50%	3,178 36.61%	3,204 37.82%	3,234 38.97%	3,198 39.85%	3,167 40.68%	3,152 41.13%	3,128 41.53%	3,109 41.96%	3,074 42.19%
総計	9,599	9,547	9,298	9,099	8,896	8,680	8,472	8,299	8,025	7,785	7,664	7,532	7,409	7,286

<※ 各項、上段は「人数」、下段は「総数」に対する割合：各年度当初4月1日時点>

(2) 世帯の状況

人口の長期的な減少傾向が続く中において、世帯数は、平成 30 年の震災時から 265 世帯減少していますが、1 世帯当たりの世帯員数は、平成 30 年度当初の「1.94 人/世帯」から、令和 6 年度当初では「1.82 人/世帯」と、人口減とともに微量の減少傾向に推移しています。

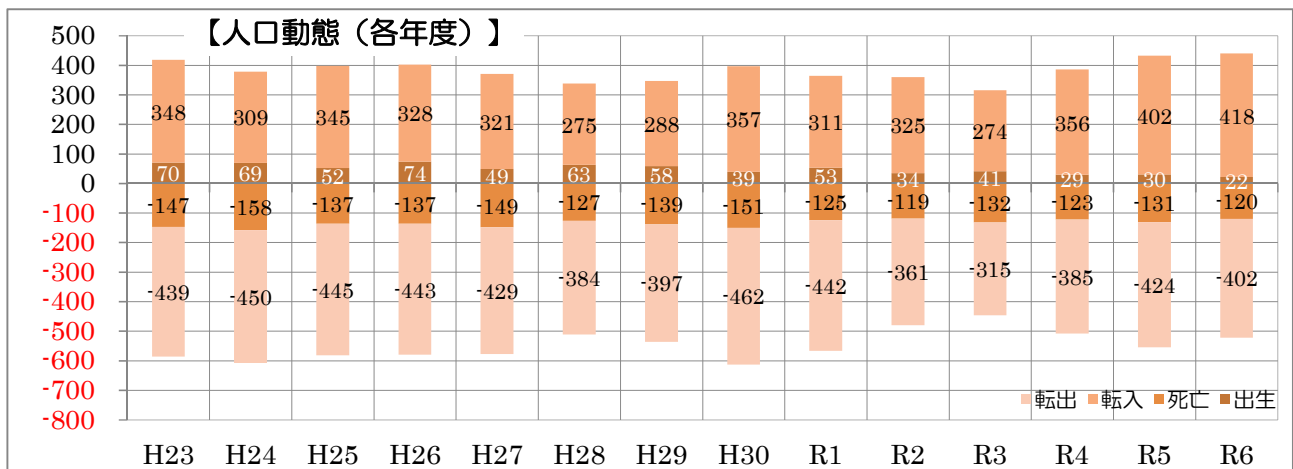


年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数	4,454	4,533	4,491	4,461	4,411	4,454	4,306	4,273	4,164	4,065	4,057	3,989	4,020	4,008
1世帯当/世帯員数	2.16	2.11	2.07	2.04	2.02	1.95	1.97	1.94	1.93	1.92	1.89	1.89	1.84	1.82

(3) 人口の動態

人口の動態は、総じて減少傾向に推移しています。

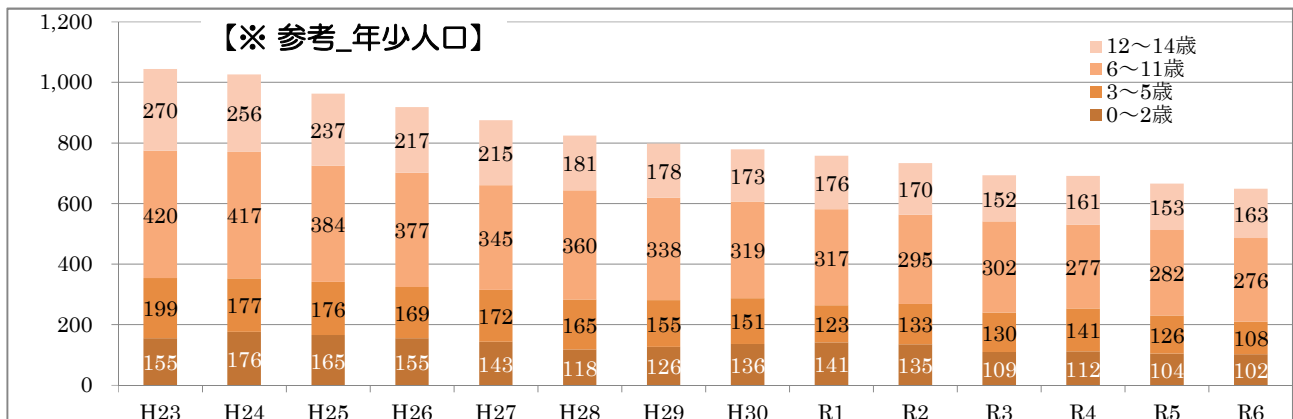
「転入」・「転出」による「社会増減」、「出生」・「死亡」による「自然増減」ともに減少傾向にあり、全体的にも長期的な減少傾向が続いています。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
増 減	△ 168	△ 230	△ 185	△ 178	△ 208	△ 173	△ 190	△ 217	△ 203	△ 121	△ 132	△ 123	△ 123	△ 82
増 加	418	378	397	402	370	338	346	396	364	359	315	385	432	440
減 少	△ 586	△ 608	△ 582	△ 580	△ 578	△ 511	△ 536	△ 613	△ 567	△ 480	△ 447	△ 508	△ 555	△ 522
増	出生	70	69	52	74	49	63	58	39	53	34	41	29	30
	転入	348	309	345	328	321	275	288	311	325	274	356	402	418
減	死亡	△ 147	△ 158	△ 137	△ 137	△ 149	△ 127	△ 139	△ 151	△ 125	△ 119	△ 132	△ 123	△ 131
	転出	△ 439	△ 450	△ 445	△ 443	△ 429	△ 384	△ 397	△ 462	△ 442	△ 361	△ 315	△ 385	△ 424

【参考：0歳から14歳までの児童の推移】

＜各年度、4月1日現在；住民基本台帳＞



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0~2歳	155	176	165	155	143	118	126	136	141	135	109	112	104	102
3~5歳	199	177	176	169	172	165	155	151	123	133	130	141	126	108
6~11歳	420	417	384	377	345	360	338	319	317	295	302	277	282	276
12~14歳	270	256	237	217	215	181	178	173	176	170	152	161	153	163
計	1,044	1,026	962	918	875	824	797	779	757	733	693	691	665	649

第2節 特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 特定教育・保育施設等の状況

特定教育・保育施設等は、下表の施設において運営しています。

施設区分	施設名称		所在地	定員数
認定こども園	むかわ町さくら認定こども園	幼稚部	むかわ町穂別 80 番地 45	15人
		保育部		50人
	むかわひかり認定こども園	幼稚部	むかわ町大原 2 丁目 14 番地 1	45人
		保育部		90人

①保育所等の利用状況

「人口の推移」における「年少人口（0～14 歳）」の減少傾向に対して、保育園等を利用する就学前児童数は「微増・微減」を推移し、経済情勢や教育費の負担等を背景として、保護者（特に母親）が「パートタイム」等の仕事に就くなどの状況が推察されます。また、年齢単位でも各年度により園児数にバラつきが見られ、限られた期間の雇用であることも推察されます。

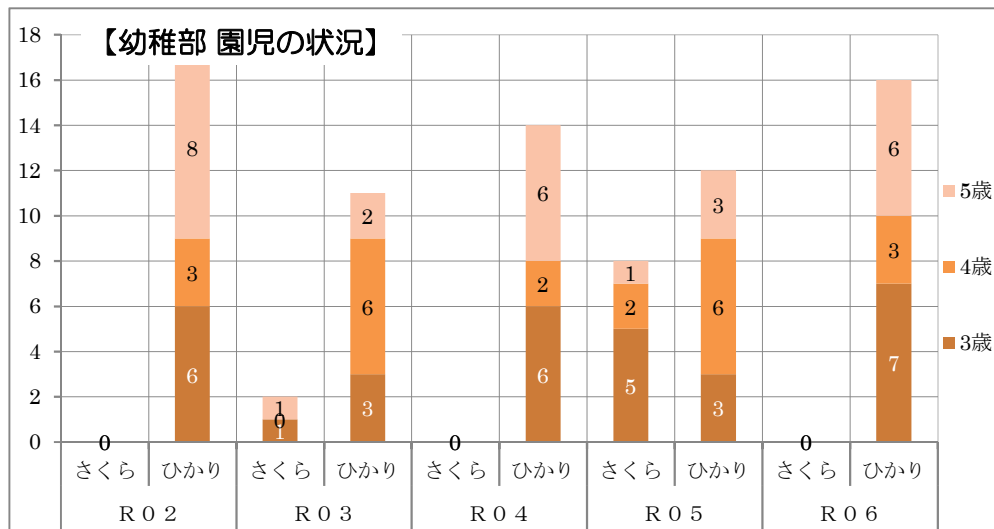
年度	計	3歳未満児				3歳以上児			
		計	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳
R02	180	64	6	24	34	116	41	27	48
R03	173	57	7	22	28	116	47	43	26
R04	179	53	8	17	28	126	34	48	44
R05	169	53	7	22	24	116	31	36	49
R06	169	64	8	24	32	105	33	32	40

	【むかわ町さくら認定こども園】										【むかわひかり認定こども園】									
年度	計	3歳未満児				3歳以上児				計	3歳未満児				3歳以上児					
		計	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳		計	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳		
R02	48	19	0	7	12	29	10	6	13	132	45	6	17	22	87	31	21	35		
R03	51	18	1	8	9	33	16	11	6	122	39	6	14	19	83	31	32	20		
R04	56	20	3	5	12	36	9	16	11	123	33	5	12	16	90	25	32	33		
R05	62	19	0	10	9	43	13	11	19	107	34	7	12	15	73	18	25	30		
R06	50	19	0	6	13	31	8	12	11	119	45	8	18	19	74	25	20	29		

②認定こども園幼稚部の利用状況

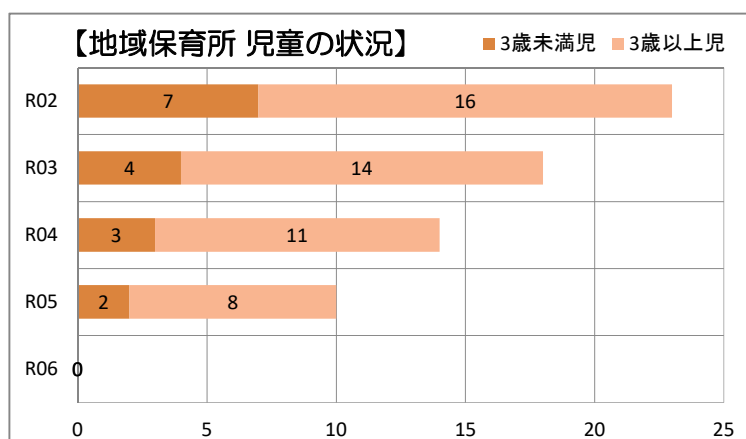
民間の運営体制のもとで平成23年度に開設された「幼保連携型認定こども園」の定員は「幼稚部：45人」、「保育部：90人」としており、令和4年度に開設された「保育所型認定こども園」の定員は「幼稚部：15人」、「保育部：50人」としております。令和6年度においては「幼稚部：16人」、「保育部：153人」が利用しており、開設以降は微減といった状況にあります。

	R02		R03		R04		R05		R06	
	さくら	ひかり	さくら	ひかり	さくら	ひかり	さくら	ひかり	さくら	ひかり
3歳	0	6	1	3	0	6	5	3	0	7
4歳	0	3	0	6	0	2	2	6	0	3
5歳	0	8	1	2	0	6	1	3	0	6
計	0	17	2	11	0	14	8	12	0	16



③認可外保育施設（地域保育所）の利用状況

認可外保育施設(地域保育所)は第2期計画時には鵜川地区に「2ヶ所」ありましたが入所希望者の減少により令和5年度3月末をもって閉所となりました。



年度	【たんぽぽ保育所】								【ひまわり保育所】							
	計	3歳未満児			3歳以上児				計	3歳未満児			3歳以上児			
		計	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳		計	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳
R02	14	2	1	1	12	5	3	4	9	5	1	4	4	1	2	1
R03	11	3	1	2	8	0	5	3	7	1	0	1	6	4	0	2
R04	9	2	0	2	7	2	0	5	5	1	1	0	4	1	3	0
R05	5	1	0	1	4	2	2	0	5	1	0	1	4	0	1	3
R06	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（２）地域子ども・子育て支援事業の状況

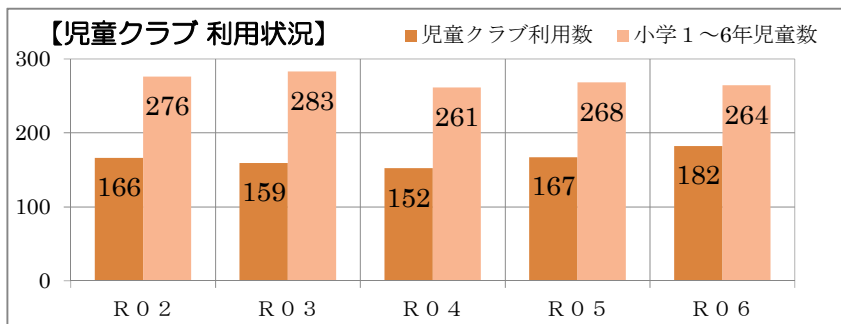
就学児童の放課後対策や地域の子育て世帯等への相談・支援体制等については、放課後児童クラブ、就学前児童の相談・支援体制等は子育て支援センターによって推進しております。また、障がいや心身の発達に関わる相談・支援については、子ども発達支援センターにおいて実施しております。

施設区分	施設名称	所在地
放課後児童クラブ	鷗川児童クラブ	むかわ町花園１丁目１４番地１
	穂別児童クラブ	むかわ町穂別１１４番地２
子育て支援センター	鷗川すくすく広場	むかわ町大原２丁目１４番地１（認定こども園）
	穂別おひさま広場	むかわ町穂別８０番地２（穂別福祉児童館）
	多機能型子育て支援施設 わっくる	むかわ町田浦２４９番地２（旧ひまわり保育所）
子ども発達支援センター	鷗川たんぽぽ	むかわ町大原２丁目１４番地１
	穂別きらり	むかわ町穂別８０番地２（穂別福祉児童館）

①放課後健全育成事業の状況

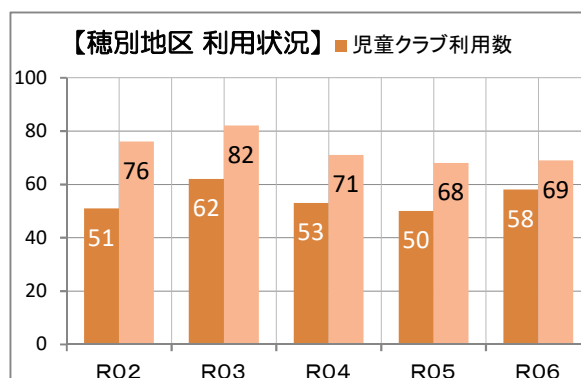
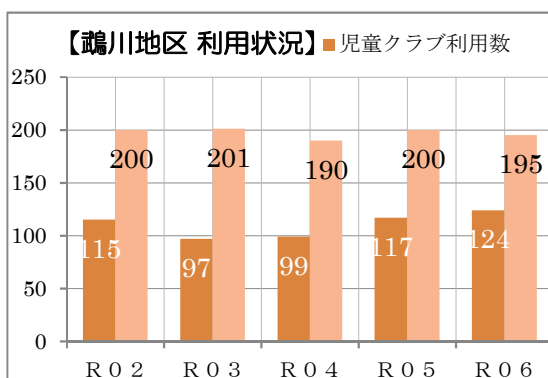
就労等により昼間、保護者が家庭にいない就学児童への対応として、放課後児童クラブを開設していますが、全体的な利用状況は年々増加の傾向にあります。

〈※ R06 は、R07.2 月末現在値〉



【※ 参考：地区毎の利用状況】

〈※ 両地区共に R06 は、R07.2 月末現在値〉



【※ 参考：放課後子ども教室の利用状況】

放課後児童クラブの他に、地域で子育てをテーマに地域住民と一緒に、子ども達が「〇〇をやりたい！」地域住民が「〇〇を教えたい！」の願いが実現することと地域住民が繋がるコミュニティづくりを目指し、令和５年度より、合同会社 GCs に委託し「むかこみゅ」事業を進めております。

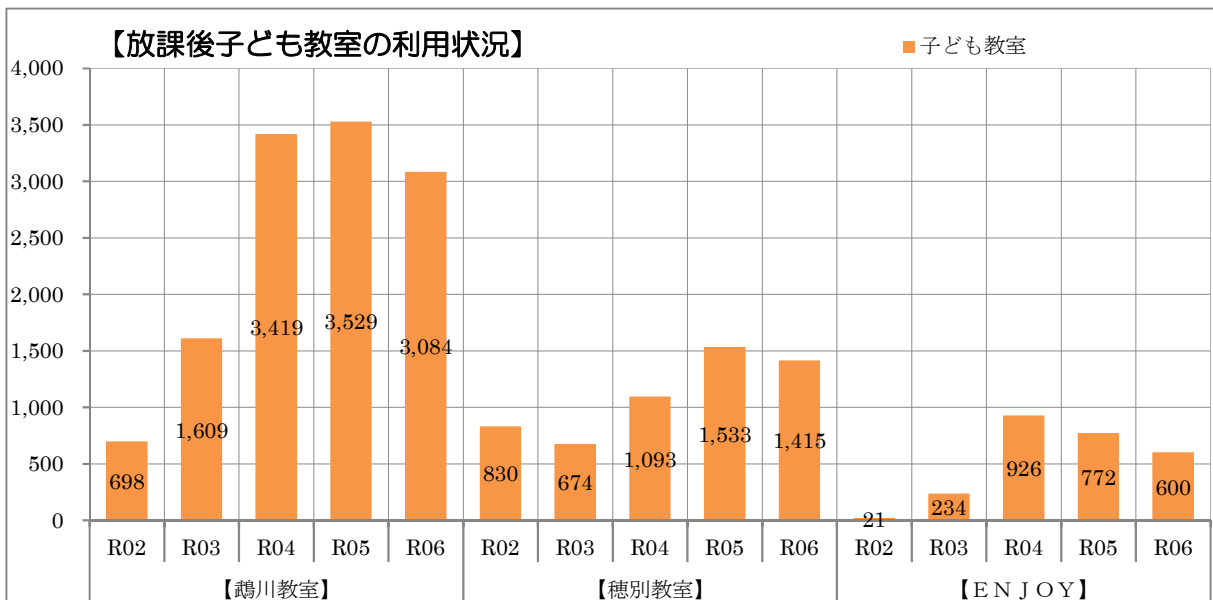
教室事業については、平日の放課後の時間帯に両地区で開催し「地域で子育て」をテーマにご協力いただける地域先生と体験活動を実施しております。

ENJOY 事業については、放課後教室から活動の場を移し、より興味をひく内容で休日に実施しております（農業体験、キャンプチャレンジ、化石発掘体験等）。

【放課後子ども教室の実績】

		R02	R03	R04	R05	R06
子ども教室	回数	95	109	242	263	244
	人数	1,053	1,535	3,386	3,606	3,091
	平均数	11.08	14.08	13.99	13.71	12.67
鵜川教室	回数	47	52	125	129	121
	人数	506	919	1,822	1,944	1,749
	平均数	10.77	17.67	14.58	15.07	14.45
穂別教室	回数	47	43	66	89	78
	人数	526	382	638	890	742
	平均数	11.19	8.88	9.67	10.00	9.51
ENJOY	回数	1	14	51	45	45
	人数	21	234	926	772	600
	平均数	21.00	16.71	18.16	17.16	13.33

＜※ 両地区共に R06 は、R07.2 月末現在値＞



② 地域子育て拠点事業等の状況

○ 子育て支援センター事業の状況

育児や子育てに不安や悩みなどを持つ子育て親子への相談・支援や親子が相互に交流を深める場所、気軽に利用できる施設として、子育て講座の開催や地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供などに取り組んでいます。

また令和6年度より、ニーズが多かった土日を開放した子育て支援センターとして田浦地区に「多機能型子育て支援施設わっくる」を開設しました。

利用状況は次のとおりです。

〈※ 両地区共に R06 は、R07.2 月末現在値〉

		R02	R03	R04	R05	R06
鷗川 すくすく広場	年間利用数	998	362	920	1,826	507
	月平均利用数	83.2	30.2	76.7	152.2	84.5
穂別 おひさま広場	年間利用数	1,069	622	1,160	1,183	1,063
	月平均利用数	89.1	51.8	96.7	98.6	96.6
わっくる	年間利用数	-	-	-	-	1,881
	月平均利用数	-	-	-	-	156.8
全 体	年間利用数	2,067	984	2,080	3,009	3,451
	月平均利用数	172.3	82.0	173.3	250.8	575.2

○ 子ども発達支援センター事業の状況

発育の過程において心身の発達に支援を要する子どもたちもあり、その子どもと保護者を対象として、児童発達支援及び放課後等デイサービスに取り組み、療育支援、発達支援（通所型）、集団・個別療育等による親子指導など各種療育事業を推進しています。

	R02	R03	R04	R05	R06
鷗川たんぽぽ	44	41	42	47	39
穂別きらり	19	22	23	24	24

第3節 むかわ町の子ども・子育て支援における課題

(1) 子どもの教育・保育環境の充実

教育・保育施設の受け入れ体制については、年度当初においては、待機児童ゼロの状態が続いていますが、年度途中から入所できない場合があります、0歳児保育では定員を超える受け入れを要請している状況があります。

ニーズ調査によると、フルタイムで働く未就学児の母親は、32%から57%に増え、働く母親が増えており、保育ニーズが上昇する可能性があります。出生数の減少も著しく、令和元年度と令和5年度を比較すると53人から30人まで減少しており、受け入れ体制の拡充には慎重な判断が必要です。

学校教育について、学習指導要領に基づく基礎的な教育を進めていくとともに教育への先進技術の導入や国際化、地域の特性など、時代の変化に適した教育を進めていく必要があります。そのため、学校教育とともに家庭教育や地域と連携した教育のあり方について検討が必要です。

子どもの健全な育成のためには、子どもの人権や命を守ることが必要です。そのため、潜在化や悪質化しやすいいじめや非行、不登校などの予防に向けた取組を進めるとともに、問題が発生、発覚したときは、速やかに解決に向かうよう、体制の整備の充実が必要です。

(2) 子どもと子育て家庭の支援体制の充実

ニーズ調査によると、子育ての悩み、不安について、保護者の27%が「子育てをするための経済的問題に関すること」と回答しています。これまでも令和元年10月から始まった3歳児以上の保育料の無償化により、家庭の負担軽減は進んだものの、コロナ禍以降の物価高の影響もあり、経済面で問題を抱える家庭は多いと考えられます。そのため、令和5年度より、町の独自施策で子育て応援基金を活用し、0～2歳児まで保育料の無償化の対象年齢の拡充を行い支援を行ってきました。

子育て環境についてのアンケート結果では、比較的多くの世帯が日常的に祖父母等の親族（父母を含む）にみてもらえる又は緊急時や用事の際には支援が受けられる環境にあるとありますが、お子さんを見てもらえる親族・知人はいないという回答もみられました。

また、令和6年4月より、休所となった田浦地区の旧ひまわり保育所を利用して多機能型子育て支援施設「わっくる」を立ち上げ、土日を開放した子育て支援センターと令和6年10月からは、休日保育を可能とするファミリー・サポート・センターを開設し子育て環境の充実を図ってきました。ただし、引き続き効果的な支援策について検討していく必要があると考えております。

むかわ町においても家族形態の多様化が進んでおり、地域との関わり方や子育てに対する意識も多様化しているものとみられます。家族の状況により必要な支援が多様化しており、より効果的で一体的な支援を行うため、重層的支援体制の整備を進める必要があると考えております。

(3) 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

社会経済状況等の変化により、共働きの家庭が増加しており、子育て中の保護者が男女を問うことなく子育てに向き合い、それを支援する職場づくりが求められます。

母親に対するアンケート調査では、母親のフルタイムの就労が最も多く、次いでパート・アルバイト等で就労している母親が多いという結果でしたが、就学前の保護者、小学生の保護者ともにフルタイムに転換希望せず、パート・アルバイト等を続けたいという意向が約6割ありました。

このようにパート・アルバイト等の就労希望や現在就労していない方の就労意向等、就労ニーズの高さがうかがえます。また、産休・育休・介護休業中の母親は全体の16%で、父親に関しては0%でした。職場に育児休業の制度（就業規則に定め）がなかった等の理由により取得できていない現状は以前と変わっておらず、制度の周知や企業も含めた仕事と子育ての両立を推進していく必要があります。

「人口の推移」における「年少人口（0～14 歳）」が減少傾向にあるのに対して、保護者（特に母親）の就労意向と保育施設へのニーズは高まっていることから、一層の保育ニーズに応じた提供体制を整備していくことが必要だと考えます。

子どもを生み育てる中における養育費や教育費等は、子育て世帯にとっては経済的にも大きな負担となっていることから、これまで保育施設保育料の軽減対策や子育て世帯に対する支援（指定ごみ袋支給事業、医療費還元事業等）を行っておりますが、子どもを安心して産み育てられるよう、引き続き、経済的な負担の軽減に努める必要性があります。

（４）地域で支え合う子どもの安全・安心な環境づくり

子どもが健やかに育つには家庭はもとより、地域、企業、行政等の社会全体の協力が欠かせません。本町では、地域で声を掛け合う「あいさつ運動」を推進しています。

アンケート調査結果では、子どもの安全対策（防犯講習、防犯ブザーの配布等）の「満足」と「やや満足」の合計が概ね４割程度、「不満」と「やや不満」が１割ですが、子どもの安全対策の重要度では、「重要である」と「やや重要である」の合計が８５％となっています。

子どもは地域の宝であるという考えのもと、子どもの安全に係る交通安全や防犯等の取り組みから子育てを支え、すべての子どもが有する権利と安全・安心の環境づくりを推進します。

（５）子どもの貧困対策

子どもたちは、むかわの未来を創るかけがえのない存在です。子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現が望まれます。

令和４年の国民生活基礎調査（厚生労働省）では、子どもの貧困率は、令和３年時点で１１．５％となっており、およそ７人に１人が平均的な所得の世帯の半分に満たない所得レベルで生活しなければならない状態である「相対的な貧困」状態にあると言われております。

子どもの貧困問題への対応をするため、国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成２６年１月に施行されたことを受け、子どもの貧困対策が総合的に実施されています。また、令和元年６月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在から将来にわたる子どもの貧困対策の総合的な推進が進められています。こうした動向を踏まえて、市町村における子どもに対する貧困対策が急務となっており、家庭を取り巻く地域や社会が連携して貧困対策に取り組んでいく必要があります。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1節 基本理念

むかわ町の将来を担う子ども達が心身ともに健やかに育ち、すべての家庭が安心して子どもを生育させることはもちろん、次代を担う子どもの成長を喜びあえるまち、子ども自身がむかわ町で生まれ育った喜びを実感できるまちを築くために、様々な次世代育成支援・施策事業の推進に取り組んできました。

本計画では、第2期の「むかわ町子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、子育てに関するニーズの把握に努め、子ども達が心身ともに健全に育つことができる環境づくりをまち全体で推進し、子育てにかかる経済的な負担軽減を図るための支援、さらに、教育・保育サービスの支援策の充実、子育て世帯に対する支援の場を地域ぐるみで作り上げ、子ども達が健やかに生まれ育つ、子育てに最適なまちづくりの推進に向けて、子ども・子育て支援の推進に取り組めます。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた、本計画の推進に向けて、次の5つを基本目標とします。

【子育ての環境づくりの充実を図ります】

基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、すべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援します。また、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

基本目標2 子どもの教育・保育環境を整備します

ニーズに対応した質の高い教育・保育の提供体制を確保し、様々な人との関わりや集団生活を通じて、一人ひとりの発達や個性に応じた子どもの健やかな成長を支えます。

また、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育や様々な体験や学習機会の充実を図り、それらを通じて子どもの「生きる力」を育みます。

基本目標3 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

障がいや疾病、虐待、家族の状況に関わらず、すべての子どもの健やかな成長を保障するため、関係機関と連携しながら、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援をします。

【地域ぐるみで支える体制整備を進めます】

基本目標4 子ども・子育てを地域で支え合う環境をつくります

すべての子どもの健やかな成長を実現するために、子どもの成長や子育ての重要性を地域社会全体で共有しながら、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが有する権利と安全・安心を守る環境づくりを推進します。

基本目標5 子どもの貧困対策を推進します

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保証され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困解消に向けて、児童の権利に関する条約に則って子どもの貧困対策を推進します。

第3節 各主体の役割

基本理念及び基本的な視点を踏まえ、計画の推進にあたっては、家庭、地域、教育・保育施設等、事業者及び行政がそれぞれ役割を担い、社会全体が一体となって進めていくことが必要です。

地域における様々な資源と連携・協力した取り組みを推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

【各主体に期待する役割】

主 体	役 割
家 庭	○ 保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点となります。 ○ 家庭の中のみならず、地域の中で、保護者同士や地域の人々と繋がりを持ちます。
地 域	○ P T A活動や保護者会活動をはじめ、地域における様々な活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。 ○ 地域住民は、子どもの活動支援や見守りに積極的に参加します。
教育・保育施設 学 校	○ 教育・保育施設は地域における子ども・子育ての中核的な役割を担うとともに、地域に開かれ、地域と共に子育て支援をする拠点となります。 ○ 学校は、一人ひとりが持つ個性と能力を最大限発揮しながら「生きる力」を育む場となります。
事 業 者	○ 保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備に努めます。 ○ 企業が有する機能や専門性を活用し、様々な体験や学習機会等を提供するなど子育て支援に貢献します。
行 政	○ 幼児期の教育・保育の量的拡大と質的改善を推進します。 ○ 地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取り組みを関係機関等と連携しながら推進します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」を記載することとなっています。

(2) むかわ町における区域設定の考え方

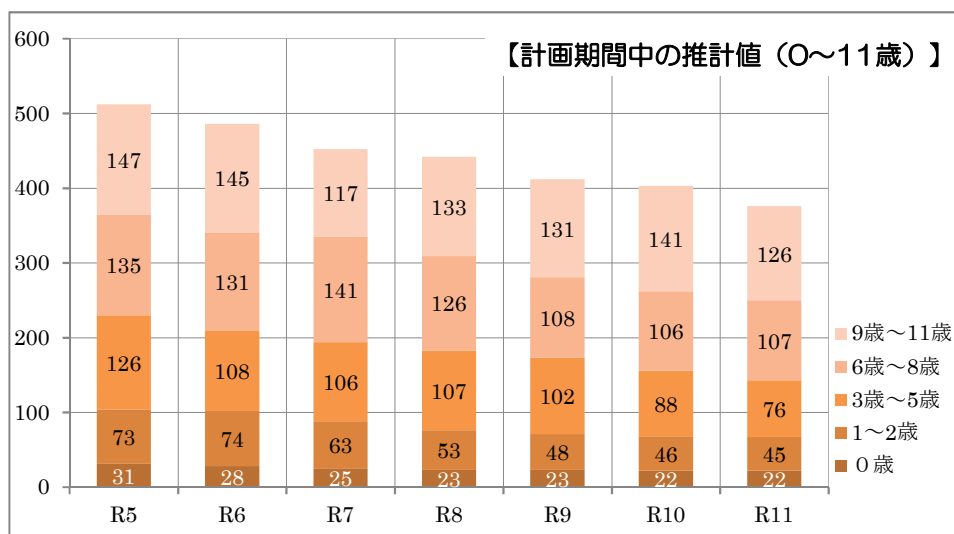
むかわ町における教育・保育提供区域の設定にあたっては、現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、既存の地域資源を最大限活用することで、教育・保育ニーズに対応することとし、当支援事業計画においては、むかわ町全域を1つの提供区域と定めます。

第2節 児童数の推計

計画期間中の児童数（0～11歳）の推計値は、以下のとおりとなります。

	実績		推計					伸び率 (R5-R11)
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	31	28	25	23	23	22	22	-29.0%
1～2歳	73	74	63	53	48	46	45	-38.4%
3歳～5歳	126	108	106	107	102	88	76	-39.7%
6歳～8歳	135	131	141	126	108	106	107	-20.7%
9歳～11歳	147	145	117	133	131	141	126	-14.3%
計	512	486	452	442	412	403	376	-26.6%

<※ R6年度は、R07.2月末現在値>



第3節 量の見込みと確保の方策

(1) 量の見込みとは

子ども・子育て支援法において市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て計画を策定することとしており、計画の中において、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

(2) 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対して令和6年2月に実施した「子ども・子育て支援にかかるニーズ調査」（ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

ただし、ニーズ調査では意向が把握できない事業や、ニーズ調査から得た算出結果が実態とかい離していると思われる事業等については、独自調査の結果やこれまでの実績等も加味した上で見込み量を設定しています。

第4節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策

就学前児童数(推計人口)は減少傾向にありますが、保育所利用は経済・社会状況による影響や、幼稚園は教育ニーズなどから、需要の変動が生じることがあることから、円滑な施設利用が図られるよう努めていくこととします。

新制度では、町内に居住する「0～5 歳」の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用に際して、国が定める次の3つの区分で認定します。

認定区分	定 義	提供施設（例）
1号認定	満3歳以上の学校教育(保育の必要性なし)の就学前の子ども	幼稚園、認定こども園等
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所、認定こども園等
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所、認定こども園等

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」は次のとおりです。

(1) 1号認定

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人)	9	10	7	5	4
② 確保の方策(人)	60	30	30	30	30
むかわひかり認定こども園	45	15	15	15	15
むかわ町さくら認定こども園	15	15	15	15	15
過不足（②－①）	51	20	23	25	26

【確保の方策】

幼児期の教育施設は、町内には「幼保連携型認定こども園」と「保育所型認定こども園」を開設していますが、子育て家庭が安定的に利用できるよう、継続して施設の運営体制等の支援に努めます。

また、幼児期の教育施設について、ニーズ調査において「保護者が就労していなくても利用できる施設」を希望するご意見等が多数あります。

※ 町内における提供施設：むかわ町さくら認定こども園、むかわひかり認定こども園

(2) 2号認定

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人)	99	99	96	79	72
② 確保の方策(人)	92	100	100	100	100
むかわひかり認定こども園	60	68	68	68	68
むかわ町さくら認定こども園	32	32	32	32	32
過不足 (②－①)	-7	1	4	21	28

【確保の方策】

経済状況等によって保護者が就労するケースが増加傾向にあることから、子育て家庭の保育施設へのニーズは高まっており、「1号認定」と同様に継続して施設の運営体制等の支援に努めます。

※ 町内における提供施設

保 育 施 設：むかわ町さくら認定こども園、むかわひかり認定こども園

(3) 3号認定

	R7			R8			R9			R10			R11		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
① 量の見込み(人)	9	52	61	9	45	54	9	41	50	9	46	55	8	43	51
② 確保の方策(人)	9	39	48	9	51	60	9	51	60	9	51	60	9	51	60
むかわひかり認定こども園	6	24	30	6	36	42	6	36	42	6	36	42	6	36	42
むかわ町さくら認定こども園	3	15	18	3	15	18	3	15	18	3	15	18	3	15	18
過不足 (②－①)	0	-13	-13	0	6	6	0	10	10	0	5	5	1	8	9

【確保の方策】

「2号認定」と同様の考え方を基本として、乳幼児保育の運営体制等の支援に努めます。

※ 町内における提供施設

保 育 施 設：むかわ町さくら認定こども園、むかわひかり認定こども園

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業は、国の基本的な指針に基き、既存事業の向上・充実等を図るとともに、現在実施されていない事業等については計画期間中において検証・検討を進めて、子どもや子育て家庭に対する多様な支援事業等の推進に努めます。

なお、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業は下表のとおりです。

	対 象 事 業
1	時間外(延長)保育事業（2号・3号認定）
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
3	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
4	一時預かり事業（一般型）
5	病児保育事業
6	利用者支援事業（母子保健型・基本型）
7	乳児家庭全戸訪問事業
8	養育支援訪問事業
9	妊産婦健康診査事業
10	子育て短期支援事業（ショートステイ）
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
12	子育て世帯訪問支援事業【新規】
13	児童育成支援拠点事業【新規】
14	親子関係形成支援事業【新規】
15	妊娠等包括相談支援事業【新規】
16	産後ケア事業【新規】
17	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

(1) 時間外(延長)保育事業 (2号・3号認定)

		R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/月)		3	3	3	3	3
② 確保の方策(人/月)		12	12	12	12	12
過不足 (②-①)		9	9	9	9	9
実施施設数	鷗川地区	1	1	1	1	1
	穂別地区	1	1	1	1	1

【確保の方策】

ニーズ調査において、保育施設の運営時間等の拡充に対する意見等が見られましたが、その多くは帰園時間に関するものでした。子ども・子育て支援制度において「保育標準時間：1日当たり 11 時間まで」、「保育短時間：1 日当たり 8 時間まで」とする基準条例も整備しており、ニーズ調査から現在の利用実績と利用希望時間が最大 11 時間までで現行の運営体制による時間帯で充足していると考えますが、今後も利用者の動向等を見守りながら、計画期間において検証・検討を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1 年生	29	28	27	33	28
	2 年生	44	30	29	27	33
	3 年生	37	38	25	25	23
	4 年生	19	32	32	22	21
	5 年生	23	13	22	23	15
	6 年生	7	11	6	10	10
	計 ①	159	152	141	140	130
確保の方策	鷗川地区	120	120	120	120	120
	穂別地区	80	80	80	80	80
	計 ②	200	200	200	200	200
過不足 (②-①)		41	48	59	60	70
実施施設数	鷗川地区	1	1	1	1	1
	穂別地区	1	1	1	1	1

【確保の方策】

就学児童の放課後対策については、「放課後児童クラブ」と「放課後こども教室」を中心に、放課後児童の健全育成の推進を図ります。

(3) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

		R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/回)		214	250	250	250	250
② 確保の方策(か所)		3	3	3	3	3
実施施設数	鷗川地区	2	2	2	2	2
	穂別地区	1	1	1	1	1

【確保の方策】

地域の子育て支援拠点施設として、子育て支援センターを設置しております。各センターに子育てコンシェルジュを配置し、子育てに対する相談や情報提供、同じ不安や悩みを持つ子育て家庭の学習、意見交換等の場所として、引き続きセンター事業を推進します。

(4) 一時預かり事業（一般型）

		R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/年)		180	170	160	150	140
② 確保の方策(人/年)		180	180	180	180	180
過不足（②－①）		0	10	20	30	40
実施 箇所数	鷗川地区	1	1	1	1	1
	穂別地区	1	1	1	1	1

【確保の方策】

町内の認定子ども園2園において提供数を確保します。

当事業のこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保します。

(5) 病児保育事業

		R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/年)		26	26	26	26	26
② 確保の方策(人/年)		-	-	-	-	-
過不足（②－①）		△ 26	△ 26	△ 26	△ 26	△ 26
実施 箇所数	鷗川地区	-	-	-	-	-
	穂別地区	-	-	-	-	-

【確保の方策】

病児保育事業については、子育て家庭からの一定のニーズがある一方で、保育実施体制等に課題がございます。

期間中においてニーズ量の推移を確認しながら、調査・研究を図ります。

(6) 利用者支援事業

		R7	R8	R9	R10	R11
量 の 見 込 み	基本型・特定型	2	—	—	—	—
	こども家庭センター型	2	2	2	2	2
	妊婦等包括相談支援事業型	—	2	2	2	2
	計 ①	4	4	4	4	4
確 保 の 方 策	基本型・特定型	2	—	—	—	—
	こども家庭センター型	2	2	2	2	2
	妊婦等包括相談支援事業型	—	2	2	2	2
	計 ②	4	4	4	4	4
過不足（②－①）		0	0	0	0	0
実 施 施設数	鷗川地区	2	2	2	2	2
	穂別地区	2	2	2	2	2

【確保の方策】

利用者支援事業は、子ども・子育て支援制度の中の事業の一つであり、子ども・子育て関連サービスの利用を希望する子育て家庭が、最も適したサービスを選択できるよう、相談・支援を行う事業です。

「子育て世代包括支援センター」において基本型とこども家庭センター型を一体的に実施し、伴走型支援を通じて妊婦等包括支援事業型の利用者支援事業を目指します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/年)	50	50	50	50	50
② 確保の方策(人/年)	50	50	50	50	50
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
(実施体制等)	※ 町保健師の訪問による、指導、相談等を実施				

【確保の方策】

町保健師が乳児家庭を訪問して、新生児等の健康状態や成長発達の確認、母親の育児不安などの相談・指導等を行い、子育て家庭の支援等を引き続き推進します。

(8) 養育支援訪問事業

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/年)	10	10	10	10	10
② 確保の方策(人/年)	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
(実施体制等)	※ 町保健師の訪問による、指導、相談等を実施				

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業の状況により、未熟児や育児ストレス、産後うつなどの養育支援が必要と考えられる子育て家庭に対して、町保健師の訪問を実施して相談、指導、助言を行い、子育て家庭の支援等を推進します。

(9) 妊産婦健康診査事業

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/回)	840	840	840	840	840
② 確保の方策(人/回)	840	840	840	840	840
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
(実施体制等)	※ 妊産婦健診の健診費還元事業等				

【確保の方策】

健やかな子どもを産み育てるために母子手帳の交付を行うとともに、妊娠期を心身ともに健康に過ごし、安全な分娩と健康な子どもの出生等を支援するため、妊産婦健康診査を推進します。また、妊産婦家庭における経済的負担の軽減を図るための事業等を推進します。

(10) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業の概要】

子育て短期支援事業は、子どもを養育している保護者が疾病等により、家庭における子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業。

【確保の方策】

子育て支援短期事業については、ニーズ調査においては結果が得られていませんが、計画期間中においてニーズ等を把握するとともに、調査・研究を図ります。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	就学前児童	12	12	12	12	12
	小学生	0	0	0	0	0
	計①	12	12	12	12	12
確保 の方策	就学前児童	12	12	12	12	12
	小学生	0	0	0	0	0
	計②	12	12	12	12	12

【確保の方策】

ファミリー・サポート・センターについては、ニーズ調査において、就学前児童では「定期的に利用したいと考える事業」として9票（4％）が、小学生では、「どのような場所で過ごさせたいと思いますか」で3票（1％）希望するとの結果が得られています。その他に就学前児童の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の希望が9票（4％）ありました。今後もニーズを把握し、子育て家庭の支援を引き続き推進します。

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業の概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【確保の方策】

本町では当事業に該当するケースは少なく個別ケースごとに相談対応や必要に応じた関係機関への支援につなげてきました。

計画期間中においては量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭を把握した場合に、相談支援及び必要に応じた適切な支援機関へつなぐこととします。

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない子どもを対象に、子どもの居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況に応じて、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保の方策】

本町では当事業に該当するケースは少なく個別ケースごとに相談対応や必要に応じた関係機関への支援につなげてきました。

計画期間中においては量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童を把握した場合に、その状況に応じた支援を行うこととします。

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

【事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

【確保の方策】

本町では当事業に該当するケースは少なく個別のケースごとに相談対応や必要に応じた関係機関への支援につなげてきました。

(前ページの続き)

計画期間中においては量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭を把握した場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業の概要】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行い、妊娠等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/年)	50	50	50	50	50
② 確保の方策(人/年)	80	80	80	80	80
過不足(②-①)	30	30	30	30	30

【確保の方策】

本町の保健師等が実施している伴走型相談支援による対応により提供数を確保します。当事業のこれまでの実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

今後も保健師等が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

(16) 産後ケア事業【新規】

【事業の概要】

産後ケアを必要とする全ての母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てを行うことができるよう支援を行います。

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み(人/年)	60	60	60	60	60
② 確保の方策(人/年)	80	80	80	80	80
過不足(②-①)	20	20	20	20	20

【確保の方策】

本町では産後1年以内の母子を対象に「通所型」及び「訪問型」による支援を助産院に業務委託し実施しています。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業の概要】

認定こども園の従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも認定こども園で時間単位で0～2歳の子どもを預けることができる事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量 の 見 込 み	0歳児	—	2	2	2	2
	1歳児	—	2	2	2	2
	2歳児	—	2	2	2	2
	計①	—	6	6	6	6
② 確保の方策(人/年)		—	6	6	6	6
過不足(②-①)		—	0	0	0	0

【確保の方策】

令和8年度の制度化に向け、計画期間中に課題等を把握し整備を進めていきます。

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

第1節 施策体系

【基本目標1】 子どもと子育て家庭を支援をします

- 1-1 子育て家庭の経済的支援の充実
- 1-2 子育て相談体制の充実
- 1-3 子育て情報提供の充実
- 1-4 子どもの健康増進
- 1-5 母親の健康増進
- 1-6 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援

【基本目標2】 子どもの教育・保育環境を整備します

- 2-1 幼児期の教育・保育の充実
- 2-2 放課後の教育環境の充実

【基本目標3】 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

- 3-1 児童虐待等に対する対策
- 3-2 ひとり親家庭等への経済的支援
- 3-3 障がい児等の発達支援と経済的支援

【基本目標4】 子ども・子育てを地域で支え合う環境をつくります

- 4-1 地域における子育て相談・交流の充実
- 4-2 子どもの健全育成の推進
- 4-3 地域のニーズに沿う保育体制の推進
- 4-4 安全・安心なまちづくりの推進

【基本目標5】 子どもの貧困対策を推進します

- 5-1 生活困窮に関する相談支援体制の整備
- 5-2 生活困窮世帯に対する経済的支援の充実

第2節 基本目標に対する主な施策

(1) 基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、すべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援します。

また、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

【施策推進の背景】

子どもが健やかに生まれ育つ出発点は家庭であり、保護者が子育ての第一義的責任を持つことが基本ですが、核家族化が進み、自身の親などからの助言や支援が受けにくい状況もあり、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。様々な機会や場を通じて、親としての成長を支援しつつ、子育てに係る悩みや不安、負担感の軽減を図る必要があります。

妊娠、出産、育児期間は精神的にも不安定になることが多くなっており、妊娠期からの継続した相談支援の充実や、母子の健康への影響等に関する知識の普及や意識啓発を図っていくことが必要です。

また、結婚は個人の意思によるものですが、希望する結婚の実現が難しい社会であるとの意見もある中で、少子化対策として結婚支援に取り組む自治体が増えてきています。

今後も若者の結婚に対する意識や課題等を把握しながら、結婚の良さや子育ての楽しさを感じることができる取組の充実を図っていく必要があります。

【基本目標1】子どもと子育て家庭を支援します

- 1-1 子育て家庭の経済的支援の充実
- 1-2 子育て相談体制の充実
- 1-3 子育て情報提供の充実
- 1-4 子どもの健康増進
- 1-5 母親の健康増進
- 1-6 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援

① 1-1 子育て家庭の経済的支援の充実

【施策の方向】

- 幼児期の教育・保育や就学にかかる費用負担をはじめ、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 経済的理由で教育・保育や就学、必要な医療を受けることができないことのないよう、費用負担の軽減を図ります。

【主な施策】

No.	施策名等	事業概要
1	未熟児養育医療給付事業	出生時の体重が 2,000 グラム以下で入院養育が必要と認められた場合に対象となります。世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
2	児童手当	次代を担う子ども達の健やかな育ちを社会全体で支えるため、18歳到達後の最初の年度末までの子どもを監護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父親又は母親等に支給します。
3	子ども医療費助成事業	子ども（0歳から18歳到達後の最初の年度末まで）の健康が守られるよう医療費及び入院費等の助成を行い、保健の向上と福祉の増進を図ります。
4	子育て支援医療費還元事業	子ども（0歳から18歳到達後の最初の年度末まで）の健康が守られるよう医療費（自己負担分で医療費の他助成制度がある場合は除く）を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。
5	子育て応援事業	指定ごみ袋の支給事業（0歳から満3歳に達する月まで）20 リットルの燃えるごみ袋を月10枚分支給します。
6	就学援助制度	経済的な理由により町立小中学校の就学に必要な経費の負担が困難な家庭に対し、学用品費等を支給します。
7	災害共済給付制度	町立小中学校の管理下において、児童生徒がけが等の災害に遭った場合、その治療費や見舞金を給付します。
8	多子世帯の給食費軽減	多子世帯の町立小中学校の給食費を軽減します。
9	【新 規】 妊婦のための支援給付	妊婦であることが認定された方に対し、妊娠時と出産後にそれぞれ5万円を支給する事業です。
10	0～2歳児保育料支援事業 （子育て応援基金活用事業）	0～2歳児の保育料の全額助成を行います。これにより、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化とあわせて、むかわ町に住む全ての就学前児童の保育料が無償化となりました。
11	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の方が診療を受けた時に助成します。 ・0歳～小学校入学前→通院入院ともに初診時一部負担

		金のみ ・小中高生→課税世帯は通院入院ともに1割負担。非課税世帯は通院入院ともに初診時一部負担金のみ ※父母は入院のみ助成
12	くらふる事業マイホーム奨励金	むかわ町に新築（税抜1,500万円以上）または中古住宅（税抜200万円以上）を取得予定の子育て世帯等の方を対象に新築住宅150万円（うち金券50万円）、中古住宅20万円または40万円（一部むかわ町金券）を助成します。
13	子育て世帯支援住宅	子育て世代の家庭を支援するため、中学生以下のお子様が1人以上いる世帯を対象に、良質な賃貸住宅9戸を提供しています。基本家賃からお子様（18歳以下）1人につき、5,000円の減額措置もあります。
14	むかわ町大学等進学奨励事業	町内の小中学校を卒業し、大学等（大学・短期大学・一部の専門学校）に進学する方で、かつ、その保護者が在籍時から引き続き町内に住所を有する方に奨学金を給付します。

② 1-2 子育て相談体制の充実

【施策の方向】

- 子育て家庭が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる窓口の充実と専門的な支援に繋げる体制の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名等	事業概要
1	子育て世代包括支援センター 利用者支援事業（母子保健型・基本型）	（母子保健型：役場保健担当窓口） 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。 （基本型：子育て支援センター） 子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、子育て家庭のニーズを把握し、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等の必要な支援を円滑に利用できるように、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を推進します。

2	地域子育て支援事業 (子育て支援センター事業)	子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその子ども(乳幼児)を対象に、交流の場の提供、子育て相談や助言、子育て関連の情報提供や各種の親子行事等を行うとともに、子育てサークルの育成支援など、地域のネットワークづくりを推進します。 また、利用者が就学後も円滑に該当施設が利用できるように、関係施設・事業等の連携に努めます。
3	子どもの発達・療育相談 (発達支援センター事業)	子どもの発達や子育てに関する悩みや不安を抱えている親からの相談に対して、適切な助言・指導するなどサポート体制の推進を図ります。
4	母子健康相談	成長発達、栄養、歯科、育児などの相談に保健師および栄養士が個別に応じます。
5	産後ケア事業	産後のお母さんのこころや体のこと、授乳や乳房ケア、育児全般のことについて町が委託した助産師がご自宅や助産院で相談をお受けします。1日1回2時間以内、最大5回まで無料で利用可能です。

③ 1-3 子育て情報提供の充実

【施策の方向】

- 子育てに関する情報や支援する各種事業等について、様々な情報提供の充実に努めます。

【主な施策】

No.	施策名等	事業概要
1	子ども・子育てに関する情報の提供（子育て支援窓口等） (1-2 関連：子育て相談体制)	子育て世代包括支援センター設置による子育てに関する情報や各種事業等について、子育て支援窓口等を通じて情報提供することと、「子育てガイドブック」を調製し、支援体制の充実に努めます。
2	子育て講座	保護者達が持つ多種多様なニーズや課題、悩みについて共有し繋がりを作ることで、日常的に助け合う関係作りを図ります（子育てサークルなどでの講話、親向けのワークショップ、パパと一緒にハッピー子育て講座の開催など）。

④ 1－4 子どもの健康増進

【施策の方向】

- 乳幼児健診等を通じて、疾病、障がいの早期の発見や、養育支援が必要な家庭等の把握に努め、必要な支援に繋がります。
- 子どもの発達や子育てに関する情報提供や相談・指導等を行い、子どもの健康の増進と子育てに対する悩みや不安の解消を図ります。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	乳幼児健康診査事業	乳幼児の健やかな成長・発育への支援や疾病・障がい等の早期の発見及びその支援、育児に対する悩みや不安などに対する相談・助言・指導等の支援の推進を図ります。 ＊ 4 ヶ月児健診（3～4 ヶ月児） ＊ 7 ヶ月児健診（7～8 ヶ月児） ＊ 12 ヶ月児健診（12～13 ヶ月児） ＊ 1 歳 6 ヶ月児健診（1 歳 6 ヶ月～1 歳 7 ヶ月児） ＊ 3 歳児健診（3 歳 0 ヶ月～3 歳 1 ヶ月児） （各年度の町保健事業計画により推進）
2	5 歳児健康診査事業	発達上の気付きや 3 歳までに判断しにくい疾病等の早期の発見と早期の治療・支援等を図るとともに、就学に向けての子育てに対する悩みや不安などへの相談・助言・指導等の支援の推進を図ります。 （各年度の町保健事業計画により推進）
3	新生児支援事業 （乳児全戸訪問事業関連）	新生児の健やかな成長と発育への支援と、育児に対する悩みや不安などに対する相談・助言・指導等の支援の推進を図ります。 （各年度の町保健事業計画により推進）
4	発達障がい児支援 （発達支援センター事業） （1-2 関連：子育て相談体制）	子どもの発達や子育てに関する悩みや不安を抱えている保護者からの相談等に対する適切な助言・指導等と関係施設等との連携を図り、要支援者への支援を推進します。
5	歯科保健に関する事業	幼児期のむし歯予防への関心を高め、正しい食生活と生活のリズムの確立を促し、フッ素塗布と併せてむし歯予防とむし歯になりにくい歯をつくる指導や、就学児等への永久歯のむし歯予防とこれを含めた口腔内の健康を保つための児童自身の関心と予防方法などの指導等を推進します。 ＊ 幼児フッ化物塗布事業 ＊ フッ化物洗口事業（保護者同意のある子どものみ） ＊ 幼児歯科保健教室

		* 学童歯科保健教室
6	新生児聴覚検査費助成事業	音声言語発達等に影響する聴覚障害の早期発見、早期支援を行うため、出産時に新生児が行う新生児聴覚検査費用を全額助成します。
7	予防接種費用助成	以下の定期予防接種を無料で実施しています。 ロタウイルス、B型肝炎、ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型）、小児肺炎球菌ワクチン、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブワクチン）、結核（BCG）、麻しん風しん混合または麻しん単独、風しん単独、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、子宮頸がん予防 ※接種には対象となる月齢、年齢が定められています。
8	エキノコックス症検診	エキノコックス症の予防と早期発見・早期治療を図ります（小学3年生以上の希望者）。

⑤ 1－5 母親の健康増進

【施策の方向】

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・意識啓発を図ります。
- 各種健診を通じて疾病等の早期発見・早期治療に繋がります。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	妊産婦への支援事業等	妊産婦の適切な受診行動を促すとともに、健康管理や安全な出産への支援、育児環境の整備や育児不安などへの相談、情報提供を図り、妊娠期等を心身ともに健康に過ごすことができるよう継続的な支援を推進します。 * 母子手帳の交付 * 妊婦健康診査 * 妊婦健康診査費還元事業
2	妊婦健康診査費還元事業	適切な受診を促し安心して妊娠・出産することができるよう、健康診査費用の自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 * 妊婦一般健康診査受診票交付（健診14回、超音波6回）

3	乳がん・子宮がん検診	乳がん・子宮がんの早期発見、早期治療により重症化を防止するため、40 歳以上、20 歳以上の女性を対象に、乳がん・子宮がん検診を実施します。 (各年度の町保健事業計画により推進)
4	不妊治療費助成事業	子どもを生み育てたいと切望するも、不妊に悩む夫婦に対して治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、不妊治療を受けやすい環境づくりと少子化対策の推進を図ります。
5	不育症治療費助成事業	子どもを生み育てたいと切望するも、不育症に悩む夫婦に対して不育症を特定するための検査及び治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、不育症治療を受けやすい環境づくりと少子化対策の推進を図ります。
6	妊産婦安心出産支援事業 (妊産婦通院交通費助成)	妊婦健診、出産、産後健診に係る通院について、交通費を助成します。
7	ママ・サポート119	妊婦の不安を解消するため、出産予定医療機関へ緊急性があると判断した時は、救急車で搬送いたします(事前登録が必要です)。
8	子育て講座 (1-3 関連：子育ての情報提供)	保護者達が持つ多種多様なニーズや課題、悩みについて共有し繋がりを作ることで、日常的に助け合う関係作りを図ります(子育てサークルなどでの講話、親向けのワークショップ、パパと一緒にハッピー子育て講座の開催など)。
9	産後ケア事業 (1-2 関連：子育て相談体制)	産後のお母さんのこころや体のこと、授乳や乳房ケア、育児全般のことについて町が委託した助産師がご自宅や助産院で相談をお受けします。1 日 1 回 2 時間以内、最大 5 回まで無料で利用可能です。

⑥ 1-6 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援

【施策の方向】

- 経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、住居費等の支援から少子化対策を推進します。
- 子育てに関する情報や、ふれあいのきっかけとなるような絵本等を提供し、子育てを楽しめるような支援を行います。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	結婚新生活支援事業	経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、住居費・引越費用を支援することにより結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する事業です。
2	子育て講座 (1-3関連：子育ての情報提供)	保護者達が持つ多種多様なニーズや課題、悩みについて共有し繋がりを作ることで、日常的に助け合う関係作りを図ります。(子育てサークルなどでの講話、親向けのワークショップ、パパと一緒にハッピー子育て講座の開催など)
3	ブックスタート事業	絵本を通して親子が触れ合うきっかけ作りのために絵本を1冊お贈りしています。
4	森の輪（わっこ）配布事業	むかわ町の木で作られた赤ちゃん用の玩具（森のわっこ）を4ヶ月健診時にお贈りする事業です。

(2) 基本目標2 子どもの教育・保育環境を整備します

ニーズに対応した質の高い教育・保育の提供体制を確保し、様々な人との関わりや集団生活を通じて、一人ひとりの発達や個性に応じた子どもの健やかな成長を支えます。

また、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育や様々な体験や学習機会の充実を図り、それらを通じて子どもの「生きる力」を育みます。

【施策推進の背景】

少子化が進行している中でも、家庭的な経済状況などを背景に、子育て家庭の就労に対する意識の変化等により保育ニーズが高まっています。就学前児童の教育・保育を担う施設の確保や子どもの発達段階に応じた教育・保育の一体的な提供体制を整備していくことが重要です。

また、子どもの心身の健やかな成長を育む環境として、学校教育が果たす役割は大きくなってきており、基礎学力の向上はもとより、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが期待されています。家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担い、連携・協力し、地域全体で子どもの生きる力を育てていく必要があります。

【基本目標2】子どもの教育・保育環境を整備します

2-1 幼児期の教育・保育の充実

2-2 放課後の教育環境の充実

① 2-1 幼児期の教育・保育の充実

【施策の方向】

○ 教育・保育ニーズに対応した教育・保育事業の提供体制等の推進に努めます。

【主な施策】

No.	施策名等	事業概要
1	認定こども園の提供体制等の整備	認定こども園の提供体制及び利用環境の充実を図るとともに、教育・保育の質の向上に努めます。 また、保護者の就労時間等にも配慮した開設時間の充実に努めるとともに、保護者が就労していない就学前児童の教育・保育ニーズに対応した運営体制等の整備に努めます。 ＊ 保育時間の拡充 ＊ 認定こども園運営補助 ＊ 基準条例に基づく、保育士等の研修機会の充実 ＊ 保育士確保の取り組みの実施
2	認定こども園環境整備	地域における子育ての拠点として、また、子どもがのびのびと成長できる場として、安心・安全に過ごせるよう施設・環境整備に努めます。

3	預かり保育	保護者のパート就労等により一時的に保育が必要なお子様及び保護者等が傷病その他の事情から家庭保育ができないお子様を一時的にこども園でお預かりする制度です。事前にこども園で面談を行い、利用登録を行います。
---	-------	--

② 2－2 放課後の教育環境の充実

【施策の方向】

- 就学児童が放課後に安心して過ごすことができる居場所の確保に努めます。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	放課後児童クラブの充実	保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童の放課後の居場所として、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を推進するとともに、保護者の就労時間等にも配慮し、開設時間の拡充を図ります。 また、保育施設等の利用者が、就学後も引き続き円滑に利用できるよう、関係施設・事業等の連携に努めます。 ＊ 放課後子どもセンターの充実 ＊ 関係施設等との連携体制等の充実
2	放課後子ども教室の充実	学習、スポーツ、木育、様々な体験学習等を通じて、子どもたち自らが自主的、積極的に学ぶ意欲を高め、健全な成長が図られるよう子ども教室の充実を図ります。 ＊ 放課後子ども教室、Enjoy イベント等
3	放課後等デイサービス	就学中の支援が必要と思われる児童を対象に授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

(3) 基本目標3 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況に関わらず、すべての子どもの健やかな成長を保障するため、関係機関と連携しながら、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援をします。

【施策推進の背景】

地域における人間関係の希薄化により、子育て家庭が孤立しやすく、また虐待などが発見しにくい環境にあるといえます。保護者をはじめ、町民や関係機関等が虐待に対する理解と共通の認識を持つための取り組みを推進し、虐待防止及び早期の発見に努めていく必要があります。

また、多くのひとり親家庭では、経済的にも精神的にも厳しい状況下に置かれ、生活状況に応じた総合的な支援が必要と考えます。

さらに、すべての子どもの健やかな支援をするためには、障がいを早期に発見し、早期に適切な療育へと繋げ、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

【基本目標3】 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

- 3-1 児童虐待等に対する対策
- 3-2 ひとり親家庭等への経済的支援
- 3-3 障がい児等の発達支援と経済的支援

① 3-1 児童虐待等に対する対策

【施策の方向】

- 児童虐待に対する町民の理解促進を図り、地域による見守りと早期発見に繋がります。
- 妊娠期からの切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期発見・支援を図ります。
- 関係機関との連携を深め、児童虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応が可能な体制の充実に努めます。

【主な施策】

No.	施策名等	事業概要
1	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の予防・防止、早期発見と円滑な支援を行うため、「要保護児童対策地域協議会」との連携を強化し、関係機関によるケース検討会議や実務者会議など、ネットワーク体制の充実に努めます。
2	児童相談体制の充実	相談体制の充実に努めるとともに、発生予防から早期発見・早期対応など、関係機関との連携を図り、総合的な支援に努めます。
3	児童相談所との連携	児童相談所の専門性や権限を要する場合には、相互の連携や適切な援助を求めるなど、迅速な対応に努めます。

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
4	子ども家庭総合支援拠点の設置	児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、「子ども家庭総合支援拠点」に資格を有する専門職員を配置するなど、児童虐待の対応力の強化を図ります。

② 3-2 ひとり親家庭等への経済的支援

【施策の方向】

○ ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	0～2歳児保育料支援事業 （子育て応援基金活用事業） （1-1 関連：経済的支援）	0～2歳児の保育料の全額助成を行います。これにより、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化とあわせて、むかわ町に住む全ての就学前児童の保育料が無償化となりました。
2	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童を監護する父又は母等に、児童が満18歳到達後の最初の年度末まで手当を支給します。
3	ひとり親家庭医療費助成事業 （1-1 関連：経済的支援）	ひとり親家庭の方が診療を受けた時に助成します。 ・0歳～小学校入学前→通院入院ともに初診時一部負担金のみ ・小中高生→課税世帯は通院入院ともに1割負担。非課税世帯は通院入院ともに初診時一部負担金のみ ※父母は入院のみ助成

③ 3-3 障がい児等の発達支援と経済的支援

【施策の方向】

○ 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域で安心して暮らしていくことができるよう、特性に応じた専門的な支援体制の充実を図ります。

○ 子どもの発達支援にかかる専門職員（作業療法士や言語聴覚士等）を配置し、受け入れ体制を強化します。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	障がい児相談 （1-2 関連：子育て相談体	障がい児通所事業や障がい福祉サービス利用のための相談等をはじめ、児童の発達や障がいに関わる相談等の

	制)	支援を推進します。 また、発達支援にかかる専門職員（作業療法士や言語聴覚士等）を配置し、サービス向上に努めます。
2	障がい児の自立支援に関わる給付事業等	障がいのある幼児・児童が、日常生活を容易にするための補聴器、車いす等の補装具交付や、訓練いす、入浴補助用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
3	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給して、福祉の増進を図ります。
4	【新 規】 発達支援センター利用負担の無償化	令和7年4月より0歳から5歳までの全ての子どもについての、発達支援センター利用負担を無償化します。

（４）基本目標４ 子ども・子育てを地域で支え合う環境をつくります

すべての子どもの健やかな成長を実現するために、子どもの成長や子育ての重要性を地域社会全体で共有しながら、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが有する権利と安全・安心を守る環境づくりを推進します。

【施策推進の背景】

核家族化や近所付き合いの希薄化などにより、身近な人に頼りにくい環境となっています。地域の繋がりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境づくりが重要であり、町民の理解・協力や見守り体制づくりなど、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

【基本目標４】 子ども・子育てを地域で支え合う環境をつくります

- 4－１ 地域における子育て相談・交流の充実
- 4－２ 子どもの健全育成の推進
- 4－３ 地域のニーズに沿う保育体制の推進
- 4－４ 安全・安心なまちづくりの推進

① 4－１ 地域における子育て相談・交流の充実

【施策の方向】

○ 地域全体で子育て家庭を支えるため、住民相互の支え合い活動の活性化や身近な場所で気軽に相談できる体制の強化を図ります。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	子育て世代包括支援センター 利用者支援事業（母子保健型・基本型） （1-2 関連：子育て相談体制）	（母子保健型：役場保健担当窓口） 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。 （基本型：子育て支援センター） 子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、子育て家庭のニーズを把握し、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等の必要な支援を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を推進します。
2	地域子育て支援事業 （子育て支援センター事業） （1-2 関連：子育て相談体制）	子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその子ども(乳幼児)を対象に、交流の場の提供、子育て相談や助言、子育て関連の情報提供や各種の親子行事等を行うとともに、子育てサークルの育成支援など、地域のネットワークづくりを推進します。 また、利用者が就学後も円滑に該当施設が利用できるように、関係施設・事業等の連携に努めます。
3	世代間の交流	子ども達と地域のお年寄りなどが、地域や施設の諸行事などを通じて、共同活動を行ったり、伝承遊び行などの交流活動を推進します。

② 4-2 子どもの健全育成の推進

【施策の方向】

- 地域における子どもの健全育成に向けた活動の推進を図ります。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	放課後事業の一体的な推進	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な事業等の推進を図ります。

2	青少年健全育成の推進 (教育委員会との連携)	町青少年健全育成委員会が提唱する「あいさつ運動」を推進し、日常における基本的なコミュニケーション能力の向上と子ども達の見守りなどの推進を図ります。 ＊ あいさつ運動の推進 など
3	むかわ子ども宣言の推進	むかわ町合併 10 周年に町民の一体感から郷土を愛する心を育むとともに、町の発展を願うため、「むかわ町民憲章」と合わせて、「むかわ子ども宣言」を平成 29 年 3 月に策定、普及促進を図ります。
4	英語指導助手の活用	認定こども園と連携し、小学校に上がる前から英語に触れ合う機会を提供しています。小中学校においてもすべての学校へ巡回し、語学力やコミュニケーション能力、異文化理解への向上へと繋げています。
5	学習支援	学習面での補助を行う支援員や学校生活の支援を行う介助員を配置する等、児童生徒の個々の状況に配慮した指導をしています。
6	「むかわ学」の推進事業	地元むかわ町を知り、探究活動等に役立てるため、町内の小・中・高校において「むかわ学」を推進しています。地元の方が学校に行き、講義をしたり生徒が町に出て学習する等、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを進めています。
7	鵜川地区連携型中高一貫教育事業	鵜川中学校と鵜川高等学校が連携し、中高 6 年間の教育を通して基礎学力の向上や幅広い視野を持つ次代を担う人材育成を行っています。
8	むかわ町中高生海外派遣事業	むかわ町ではノーベル化学賞を受賞した鈴木章特別名誉町民の功績を記念し、平成 23 年度より町内学校に在籍する中高生を対象に、広い視野と国際感覚を備えた人材の育成を図ることを目的とした、海外派遣事業を実施しております。
9	広島平和の旅派遣事業	平成 29 年に「非核平和の町」を宣言したことを契機に、町内の中学生を対象にして広島平和記念式典に派遣しています。

10	鷗川高等学校魅力化支援	検定等、資格取得合格者への受験料助成を行ったり部活動の全道大会等出場に係る費用助成を行っています。
----	-------------	---

③ 4-3 地域のニーズに沿う保育体制の推進

【施策の方向】

- 地域の子育て家庭のニーズに沿う円滑な保育体制等の推進を図ります。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）をつなぐ相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を令和6年10月より開設しました。保育施設の休業日や保育施設の開始前などにお子様の預かりが可能となる事業です。

④ 4-4 安全・安心なまちづくりの推進

【施策の方向】

- 子どもや子育て家庭が安全・安心な暮らしができる環境の整備に努めます。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	安全・安心なまちづくりの推進	「むかわ町まちづくり計画」を基本として、町担当部署等との連携を図りながら、子どもや子育て家庭に配慮した事業等を推進します。 ○ 子どもの交通安全の確保 * 交通安全啓発や交通安全教室の実施 * 登校時等の街頭指導 ○ 安全・安心な暮らしができる生活環境の整備 * 子育て支援住宅の活用 * 安心・安全な道路整備の推進 ○ 子どもの犯罪被害の防止 * 不審者等から子どもを守るための取り組みの推進 * 防犯啓発活動や巡回活動等の推進 ○ 青少年の非行対策 * 啓発活動や巡回活動等の推進 * 関係機関・団体等との連携、情報交換

(5) 基本目標5 子どもの貧困対策を推進します

子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長していけるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

また、貧困などに伴う様々な悩みを抱える子どもや家庭に対し、地域の中での居場所の確保や様々な機会を通じて課題や困り事を抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

【施策推進の背景】

子どもの貧困対策を行う上で、効果的に進めていくには、相談対応がすべての出発点となります。現在、貧困にある又は貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対して、早期発見に努め、経済的支援などの各種制度につないでいくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めていく必要があります。

【基本目標5】 子どもの貧困対策を推進します

- 5-1 生活困窮に関する相談支援体制の整備
- 5-2 生活困窮世帯に対する経済的支援の整備

① 5-1 生活困窮に関する相談支援体制の整備

【施策の方向】

○ 生活困窮する子育て家庭に対して、あらゆる相談に応じるとともに、各種制度の情報提供の発信、北海道から委託を受けている生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと、必要な支援体制を整備します。

【主な施策】

No.	施策名等	事業概要
1	生活困窮する家庭の支援	町広報及び児童扶養手当の現況届時において、就労及び子どもの学習相談について「生活困窮者自立相談支援事業者」のパンフレットを同封するなど、情報提供等を行うことにより支援を必要とする方を各種制度や関係機関につなぐなど総合的な支援を図ります。 ●生活・仕事・家計の相談など ●子どもの学習に関する相談など

② 5－2 生活困窮世帯に対する経済的支援の充実

【施策の方向】

○経済的支援を必要とする子育て家庭に対して、関係する制度を活用できるよう迅速かつ適切な援助を実施します。

【主な施策】

No.	施 策 名 等	事 業 概 要
1	0～2歳児保育料支援事業 （子育て応援基金活用事業） （3-2 関連：ひとり親）	0～2歳児の保育料の全額助成を行います。これにより、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化とあわせて、むかわ町に住む全ての就学前児童の保育料が無償化となりました。
2	児童扶養手当 （3-2 関連：ひとり親）	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童を監護する父又は母等に、児童が満18歳到達後の最初の年度末まで手当を支給します。
3	就学援助制度 （1-1 関連：経済的支援）	経済的な理由により町立小中学校の就学に必要な経費の負担が困難な家庭に対し、学用品費等を支給します。

第6章 計画の推進体制

第1節 関係機関等との連携

(1) 庁内連携による施策の推進

当計画の推進にあたっては、庁内の関係課・機関が連携、調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

(2) 道・関係機関との連携による施策の推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援に繋げることができるよう、道や関係機関等との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら、施策の推進を図ります。

(3) 地域との連携による施策の推進

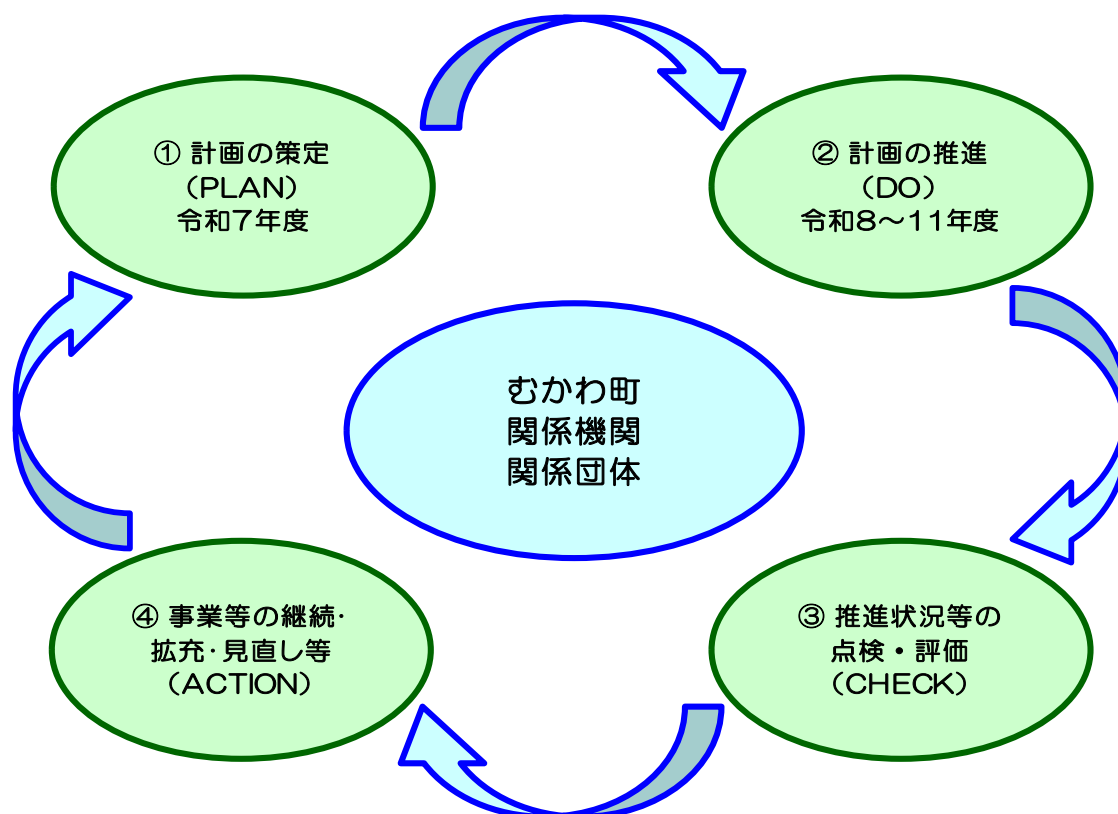
地域が一体となって子育てを支援するため、町民をはじめ地域活動団体等との、計画において目指す方向性を共有し、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

第2節 計画推進状況の点検と評価

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

子ども・子育て支援事業計画を、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくために、進捗評価を行いながら、計画を見直していく「PDCA サイクル(※)」による推進体制を図り、「むかわ町子ども・子育て会議」にて、進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。

(※) 【PDCA サイクル】 (イメージ図)



「むかわ子ども宣言」の策定

1 むかわ子ども宣言の策定

むかわ町合併 10 周年に町民の一体感から郷土を愛する心を育むとともに、町の発展を願うため、平成 28 年 3 月に策定されました「むかわ町民憲章」と合わせて、「むかわ子ども宣言」策定の取り組みを行いました。

むかわ子ども宣言は、むかわ町民憲章の「思い」のひとつである「未来を担う子どもたちを守り育てていく」ため、むかわ町の子ども達の健やかな成長への願いとともに、子どもたち自身が自らの「思い」を込めた「むかわ子ども宣言」であります。

平成 28 年 7 月に、子ども宣言の参考となる基礎資料として、町内の認定こども園、地域保育所、小中学校、高校にご協力をいただき、1,120 名（児童・生徒、保護者、教師・保育士ほか）から、アンケートによるたくさんのご意見をいただきました。

また、具体的な要素を得るために、町内の小中学校の主に児童・生徒会を対象に「子どもの意見を聞く会」を開催し、最終策定に向けた参考意見を聴取いたしました。

むかわ子ども宣言は、「むかわ町子ども・子育て会議」において慎重審議をいただき、平成 29 年 3 月 27 日（合併 11 年目）に町が定めたところであります。

この宣言は、子どもだけでなく、大人に対するメッセージでもあります。私たちの町の財産であります子どもたちが、将来、子ども宣言を胸に地域や世界にはばたいて活躍し、ふる里であるむかわ町をいつまでも誇りとして思う心が育まれることを願っております。

2 むかわ子ども宣言の構成

むかわ子ども宣言は、前文と本文で構成し、前文では、むかわ町民憲章の前文にもありますように「広大な大地、豊かな森林に囲まれ、清流鷲川が雄大な太平洋へとそそぐ」、この美しく豊かな自然に恩恵を受けて育まれた、むかわの子どもであることを強く表しております。三行目では、誰もが子どもの頃に思う「夢」であり、夢とは、はかないもの、叶わないもの、と言われますが、夢は、強く願い、努力の先にある明るい未来であります。その夢に向かって、一生懸命つき進むため、むかわの子どもたちの思いを決意として述べるものであります。

また、本文には、5 項目の箇条書きとし、アンケートによるたくさんのコメントにもありました「笑顔」、「元気」、「あいさつ」、「自然」、さらに子どもの意見を聞く会における、「命」、「健康」、「心」、「挑戦」等のキーワードを加え、むかわの子どもが自らの「思い」を込めた目標を宣言したものであります。

この本文は、5 つの「思い」を小中学生がわかりやすく、親しみやすい言葉にしており、夢のある未来に向かって、徐々に大きくなるストーリー性も持ち合わせております。

また、むかわの子どもたちの「思い」を強調するため、むかわ町民憲章にならい語尾を統一しております。

- 1 つめは、元気に明るくあいさつを交わし、住みよい町を願う「思い」、
- 2 つめは、生きている喜びを感じ、健康な心とからだをつくる「思い」、
- 3 つめは、人の心と存在を尊重し、仲間を思いやり命を大切に「思い」、
- 4 つめは、何事にもあきらめない気持ちで学び挑戦していく「思い」、
- 5 つめは、ふる里の豊かな自然を未来の子どもたちへ守り伝えていく「思い」。

むかわ^こ子ども^{せんげん}宣言

わたしたちは、^{うつく}美しい^{しぜん}自然に^{めぐ}恵まれた、
むかわの^こ子どもです

^{ゆめ}夢のある^{あか}明るい^{みらい}未来を^{ひら}拓くため、ここに
^{せんげん}宣言します

- ^{えが}笑顔で^{げんき}元気にあいさつします
- ^{けんこう}健康な^{こころ}心とからだをつくれます
- ^{なかま}仲間を^{おも}思いやり^{いのち}命を^{たいせつ}大切にします
- ^{こころ}あきらめない^{まな}心で^{ちょうせん}学び挑戦します
- ^{さと}ふる^{ゆた}里の^{しぜん}豊かな^{まも}自然を^{つた}守り伝えます

(平成29年3月27日制定)

※上記「むかわ子ども宣言」をパネル作製、町内子育て関係施設等に掲示しております。

【第3期計画策定・推進状況等の経過】

- 令和7年 3 月31日 策定
- 令和7年 4 月 1 日 施行

**つなげよう 広げよう
あいさつ運動**

